

# 第19回大分市自治基本条例検討委員会

平成23年2月17日(木)午後2時から  
コンパルホール 3階 多目的ホール

## 次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見公募手続の意見に係る考え方について

(2) その他

意見項目	意見の要旨	部会	各部会の考え方
1 名称	長すぎる。12文字以内が望ましい。	理念部会	名称は仮称の段階であり、条文の内容が精査され確定されていく中でより適したものになるよう検討してまいります。
		市民部会	現段階では仮称ということもありますが、文字数については特段の問題はないと考えています。
		執行機関・議会部会	ご意見の趣旨を踏まえ、適切な表現となるよう検討いたします。
		市政運営部会	今後検討してまいります。
		市民参加・まちづくり部会	名称につきまして、現在は(仮称)となっておりますが、引き続き条文の検討を進めてまいりたいと考えております。なお、名称につきましては、条文が定まった時点で改めて検討してまいりたいと考えております。
		事務局調整案	現段階では仮称でありますので、ご意見の趣旨を踏まえながら、適切な名称について引き続き検討してまいります。
2	今までに、法や個別条例により行政運営がなされている中で、なぜ今になってこの条例が必要になったのか。今まで無くて行政運営をしてきたことに不信感を抱くことにも繋がるのではないか。	理念部会	大分市として、これまで以上に市民と議会、行政が協働して市政運営に主体的に取り組んでいくには一定のルールが必要になることから、これまでの取組を明文化していく必要が出てきたことによります。
		執行機関・議会部会	地方分権の流れの中で、地方自治体が果たすべき役割は以前よりも増大しており、その流れは今後さらに加速するものと想定されます。そうした中で、本市の進むべき方向性を判断するための指針として、このような基本条例を制定する必要性が高まったことから、条例制定を検討することいたしました。
		事務局調整案	地方分権の進展により、国と地方の関係は上下主従の関係から対等協力の関係へと変わり、地域の特性にあったまちづくりが進められるようになってきました。こうした中、市民、議会、行政が一体となってまちづくりを進めるための指針として、基本条例を制定する必要性が高まったことによります。
3 全般事項	憲法・民法・刑法などの形式に捉われすぎている。「法律は市民のもの」という考えにより、大分市の理想とする情景や人間模様を小説形式にまとめることで、大分市が誇れる条例となるのではないか。	理念部会	形式について、より分かりやすい表現等がないか、さらに検討していく余地はありますが、条例という以上、その意図するところを普遍的に正確に伝えるためにも、一定の形式になるのではないかと考えます。
		市民部会	条例として定める上では、最低限の決まりごととして条文形式をとらざるを得ない部分があると思います。条例制定後は、逐条解説を作成するなど、より分かりやすくなるような手法を検討してまいります。
		執行機関・議会部会	大分市の理想や施策の柱となる考え方等を具現化する方法は、条例に限られるものではないと思いますが、条例として定める上では最低限の決まりごとや体裁を守る必要性があるものと考えます。その中でも、より分かりやすく、市民の皆様が親しまれるような表現を取り入れることについては、引き続き検討してまいります。
		市政運営部会	小説形式にすると、逆に分りにくいと思います。法律や条文は、何度読んでも同じ解釈になるように書かれていないといけないと考えていますので、憲法等の形式でよいと思います。
		市民参加・まちづくり部会	条文としての性格上、一定の体裁は取らざるを得ないのではないかと考えております。なお、条文の内容を説明する逐条解説や資料等につきましては、いただいたご提言を踏まえ、分かりやすくなるよう努めてまいりたいと考えております。
		事務局調整案	条例として定める以上は、条文が意図する意味を正確に伝えるために、最低限のルールとしての体裁を守る必要性はあると考えます。しかしながら、より分かりやすく、市民の皆様が親しまれるような表現を取り入れるなど引き続き検討するとともに、条例の解説を作成するなど、より市民の皆様がご理解しやすくなるような取組に努めます。
		事務局回答案	ご意見を参考とし、引き続き検討を進めてまいります。
4	団塊の世代が退職して地域に戻ったとき、地域での活躍が出来る拠り所となるこのような条例が必要であると考えます。	事務局回答案	ご意見を参考とし、引き続き検討を進めてまいります。
5	市民に開放された大分市になることを期待し、基本条例の制定に賛成です。		

(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)についての市民意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方

意見項目	意見の要旨	部会	各部会の考え方
6	「十六世紀の偉人に誇り」は、前文の主旨からして相応しくないのではないか、少し踏み込みすぎているような気がする。大分市の礎を築いたのは十六世紀だけではなく、歴史観とか違う方向の議論に発展しそうな懸念がある。	理念部会	「十六世紀」からの記述は、大友氏などの特定の個人や時代だけをイメージしたものでなく、大分という地に国際交流都市を築くことができた風土や、それを受け入れることができた先人の功績を誇りとすることを意図していますが、今後とも、適切な表現について、検討委員会の中で議論してまいりたいと考えております。
7	前文 前文の最後に、「わたしたち大分市民は、天より与えられた秩序を悟り・守ることを信条とし、家族の絆を尊重し、より深めることをよしとします。また、わたしたち大分市民は、生をさずかった地、うつくしき日本を愛し、郷土の大分を愛しています。以上の内容をもちまして以下の条例を定めます。」という文を追記してはいかがか。	理念部会	前文の検討の当初から、この条例を検討していくには、大分市民として「ふるさと大分」を愛しているという前提が重要であるという議論や、先人から受け継いだ愛すべき大分を次世代に引き継いでいくという世代間の「絆」を大切にすることといった議論がなされており、指摘にあるような想いは前文に込められていると考えております。 ただ、前文については今後とも議論が継続されるものと考えており、この中で最もふさわしい表現について検討してまいりたいと考えております。
8	第2条(定義) 第5項として「子ども」の定義を追加。年齢等の範囲を明確にする必要がある。	理念部会	これまでも「子ども」の年齢については、検討委員会でも議論がされていますが、この中で、国の法律などにおいても年齢要件が異なることもあり、大分市の最高規範である本条例で定義するよりも、個別具体の条例で規定していく方が妥当であるとの意見でまとまっているところです。
		市民部会	様々な場面で対象とする子どもの範囲が異なることから、この基本条例では子どもの定義をせず、その範囲は、個別条例に委ねることが望ましいと思われまます。
		事務局調整案	国の法律などにおいても、様々な場面で子どもの範囲が異なっているのが実状であることから、本市の最高規範と位置付ける本条例では定義をせず、個別具体の条例で規定することが妥当であると考えております。
9	第5条(市民の権利) 第3項と第4項の順を入れ替え。第3項と第5項が子どもに関する項目であり、関連するため順連携表示した方がよい。	市民部会	第5条は、あくまで子どもも含む市民の権利を規定したものであり、その並び順は、「安心で安全かつ快適な生活」を求めていくことを大前提とし、以下必要な順に沿って「サービスの享受」、「まちづくりへの参画」、「情報共有」と位置付けたものです。 この中で特に第3項は、市民がまちづくりに参画できることを規定した上で、敢えて子どもも年齢に応じて参画できることを規定したものであり、加えて第5項には、将来を担う子どもにも配慮し、「子どもが健やかに育つ環境を求めることができる」ことを最終項に規定したものです。 なお、第3項「まちづくりへの参画」と第4項「情報共有」の順は、第4条基本原則の規定順に沿ったものとしています。
		市民部会	この条項は、前段に規定する全ての市民がまちづくりに参画することができることとされているもののうち、特に選挙権を有しない子どもについても、それぞれの年齢に応じた参画ができることを抜き出しているものであり、等しくまちづくりに参画してもらいたいという意識を込めたもので、より制限的でない表現かつ一般的な言葉として「年齢に応じた」としたところです。
11	第7条(議会の基本的役割等) 第5項として「議会はあらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努め反映しなければならない」を追加。第25条第3項との関連があり「市長と議会は両輪として市民意見の聴取に努めるのが本来」とされているためこれを明文化する必要がある。	執行機関・議会部会	今回、本条例の制定にあたっての方針として、議会に関する事項の詳細は議会基本条例に任せるとし、本条例では、その導入部分のみを規定するという前提で検討しております。提案をいただいた第5項とすべき事項の趣旨は、既に制定済みの「大分市議会基本条例」において規定されており、今後の議会運営もそうした趣旨に則って行われるものと考えています。
12	第15条(行政評価) 第1項中、「外部評価を可能な限り公開で」を「外部評価ならびに市民モニターによる評価を公開で」と改める。通常の外部評価と併せて、本条例の軸となる市民モニターによる評価を導入し、評価結果と改善の方向付けについて公開することが、市政の機動力強化につながる。	市政運営部会	「市民モニター」については、本条の「市民の視点に立った外部評価」に、その趣旨は含まれており、「市民モニター」と敢えて限定することは、対象範囲を狭めることになると思います。また「評価を公開で」については、行政評価の内容によっては個人情報を含めたような公開できない場合があることが想定されますので、「可能な限り」が適切であると考えています。
13	第21条(行政組織の編成) 「組織の横断的な調整」の後に「効率的で効果的な対応を」を挿入。横断的な業務遂行体制となるチーム制(民間で導入して成功している体制)を導入していただきたい。その結果「効率的で効果的な対応」が可能になる。	市政運営部会	「効率的で効果的な対応」に関しては、この条の中でも「効率的な行政運営」と規定しているほか、第8条第1項及び第9条第3項においても、そうした趣旨を規定しております。また、本市では平成13年度から「グループ制」を導入し、横断的な業務遂行体制の構築を図っております。
14	第31条(多様な文化の尊重等) 社会崩壊を予感させる文面になっているので、「市民、議会及び市長等は『条例前文の内容と条例制定の趣旨に反しない限り、』多様な文化及び価値観を～」と暴走を抑制するためにも追加した方がよい。	市政運営部会	社会崩壊を意図する趣旨の条ではなく、条例前文の内容や条例制定の趣旨に反しないということは、この条に改めて規定するまでもない当然の前提であると考えています。

項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	各部会の考え方
1 名称	「大分市まちづくり市民総参加基本条例」の方が、市民には分かりやすい。		野津原	市民部会 市政運営部会 市民参加・まちづくり部会	現段階では仮称であり、ご意見を参考にしたい。 今後検討してまいります。 名称につきまして、現在は(仮称)となっておりますが、引き続き条文案の検討を進めてまいりたいと考えております。 なお、名称につきましては、条文が定まった時点で改めて検討してまいりたいと考えております。
2 前文	現内容では、現状で出来ていないことの裏返しではないか。	現在記載しているような内容が出来ていないということではなく、更に進めていきたいという想いで述べられています。	南大分	理念	
3 第1条(目的)関係	地域の連帯感を生み出すことがこの条例の目的の一つではないか。	そういう意味でも、「協働の推進」や「地域コミュニティ」という項目立てをしています。	西部	理念部会	この条例に取り組んでいくことで指摘にある連帯感等も醸成されていくものと考えています。
4	アパートに住んでいる人は、この条例ではまさに「市民」であるが、いつ引越すか分からない中で、腰が据わっていない。大分市民という感覚を持っていない人もいます。	地道に声かけをすることで、自治会に参加してくれる人もいます。どうしたら参加してくれるかということを考えて続けることも大事なことだと思います。	明治明野	理念 市民	
5 第2条(定義)関係	自治会でいう「自治」と行政が行う「自治」という二面性がある言葉なので「自治」を定義して明確にして欲しい。	検討をした上で今の素案になっています。 基本理念において、「自治」の意味合いをある程度説明していますが、「自治」を定義するか、逐条解説で詳しく説明するかということを含めて、今後検討させていただきたい。	植田	理念部会 市民部会 執行機関・議会部会 市政運営部会 市民参加・まちづくり部会	「自治」は広い概念を持つ言葉であり、最高規範である本条例で定義してしまうとそれが一人歩きしてしまい、かえってその意味するところを狭めてしまうため、定義をしないほうが良いと考えています。 自治の捉え方が様々ある中で、一つの概念として定めることは難しいと思われます。 「自治」には、ご意見にもあるように多面性があるため、定義することでその適用範囲を必要以上に狭めてしまう可能性があります。他都市では「自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めること」といった定義の例もあり、いわば当たり前の漠然とした表現ですが、定義するにしてもこの程度が限界であろうと思われます。 「自治」については、条例の名称が自治基本条例でもあることから、逐条解説の中で明確にしておく必要があると考えます。 「自治」という言葉は、非常に広がりのある言葉ではないかと考えており、定義付けをいたしますと、かえって条文の解釈が難しくなるのではないかと考えております。 したがって、条例の内容を説明する逐条解説や資料等におきまして、その条文において使われている「自治」について、詳しく説明してまいりたいと考えております。 また、「コミュニティ」の定義につきましても、「自治」と同様に、逐条解説等において説明してまいりたいと考えております。
6 第2条(定義) 第3条(基本理念)関係	「幸せな暮らし」の定義がされていない。家族の絆を取り戻すことで地域コミュニティを復活させることも出来る。「愛国心、郷土愛」に基づいてまちづくりを行うという方向性を持って、市民が中心になったまちづくりを行うことにしたらどうか。	「幸せ」の度合いは、それぞれが違って良いのではないかという議論から、敢えて明確にしていません。 家族の絆ということですが、独り暮らしの方にとっての「幸せ」は、また別の価値観があると思います。	植田	理念部会	この言葉を定義すると、固定化されて一人歩きする可能性がある。市民のあり方は多様であり、この言葉のイメージは条文を見た市民それぞれで異なるのは当然であり、むしろ定義付けするべきではないと考えます。

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	各部会の考え方
7	第2条(定義) 第5条(市民の権利)	町内会に入らない人も、最高規範のもとで市民と位置付けられ権利を行使するという事は、現場の感覚とかけ離れている。	自治会への未加入問題は、自治会活動が自主的活動ということで、行政からは強制できません。ただ、今後は踏み込み過ぎない程度になるが、何らかの支援が出来ないか検討中です。	南大分 明治明野	理念 市民	
8	第2条(定義) 第6条(市民の責務)関係	「市民の定義」と「行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと」の関係性は他都市の人にもあてはまるのか。	例えば、固定資産税などは大分市民でなくても、大分市内に資産をお持ちの方は、納税義務者となります。また、市外からの通勤・通学者が大分市内において、ボランティア活動に携わることも考えられます。	鶴崎	市民	
9		自治会の位置付けが条例の中でよく分からない。	地域コミュニティの代表的なものであって、行政の根幹は自治区を単位とした集合体として成り立っていると考えています。	グリーン	執行機関・ 議会部会	自治会は、地域コミュニティの代表例であり、地域における自治の主要な担い手でもあります。
10	第2条(定義) 第6条(市民の責務) 第29条(地域コミュニティ)関係	地域コミュニティに自治会が含まれるということで良いか。			市民参加・ まちづくり部会	「自治」という言葉は、非常に広がりのある言葉ではないかと考えており、定義付けをいたしますと、かえって条文の解釈が難しくなるのではないかと考えております。 したがって、条例の内容を説明する逐条解説や資料等におきまして、その条文において使われている「自治」について、詳しく説明してまいりたいと考えております。
11		「コミュニティ」をどうしても使うのであれば、定義して欲しい。	人と人の繋がりや組織的な共同体をコミュニティとして捉えていますが、検討の段階でこの言葉は、概ねご理解がいただけるものと考え、現在使用しています。意見として承ります。	南部	執行機関・ 議会部会	本市においては既にある程度使われてきた表現でもあるのでこのまま使用し、逐条解説等で補足的に説明します。
12		市民主権によるまちづくりとあるが、今までのやり方では、市民の意見が反映されず市民主権になっていない。	地域が主体的に市民の行動によって地域づくりを進めていくという理念が盛り込まれていると理解願いたい。	コンパル		
13	第3条(基本理念)関係	「市民主権によるまちづくり」とあるが、憲法に「国民主権」として謳われているので、ここでは、「市民総参加によるまちづくり」としてはどうか。	大分市としての憲法という位置付けで議論してきましたので、国民主権に対して市民主権としている。 「市民総参加」については、基本原則に「市民総参加の原則」として規定しています。	植田	理念	
14		「市民主権」は「国民主権」と対立するような理念が含まれる。「主権」という言葉はこの条例に盛り込むべきではないのでは。	時の市長によって、自治の方向性が変わったりすることを防ぐ意味でも、市民の総意として国の憲法に相当するような基本条例を作ることが根幹にあります。	植田		
15		市民総参加は、これ以上どのように参加していけば良いのか。	自治会を中心に、市民参加の意識を高めていただくことが、市政の進展につながるという想いです。	グリーン		
16		市民総参加の原則は、市からの命令のように聞こえる。	みんなでまちづくりをしましょうという原則論と捉えていただきたい。	コンパル		
17	第4条(基本原則)関係	参加したくても参加できない人がいる場合はどうするのか。	様々な事情で、具体的な参加ができない場合は、ご意見をいただく場を別に設けるとか、子どもは学校を通じて意見をいただくなどの方法があると考えます。	コンパル	理念	
18		実際には、自治委員や役を持っている人しか参加しないことが多い。裁判員制度のように抽選で指名されるような仕組みも必要ではないか。	いかに多くの人に参加していただくかということは、最大のテーマです。今後はまちづくりの中心となる人材の育成が必要であると考えており、第8条に「人材育成」に関する規定を置いています。	野津原		

項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	各部会の考え方
19	今までは市民の声を自治会で取りまとめて市にあげていたが、この条例が出来ると、市民が個人的に参加できるようになり、自治会が必要なくなり崩壊するのではないか。	この条例が、自治会に参加していない市民に対して参加を促す後ろにもなると思います。また、第6条の市民の責務では、「地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。」も規定しています。	野津原	市民	
20	「市民は、公正な行政サービスを受けることができる」には、「公平」は要らないのか。	「市民の定義」で、大分市外の人も「市民」としていますので、市内の人と市外の人では全く同じサービスは受けられません。そういうことから、「公平」ははずしています。	野津原		
21	「安心」や「快適」という言葉は、個人の感性によって内容が変わると思うので、条文には好ましくないのではないか。	憲法と同じように理念的な条例となっていますので、ご理解いただきたい。	南部		
22	自らの発言と行動に責任を持つことの意味が分からない。	いろんな形で市政にご参加いただく場面があると思うが、当たり前のことですが、その際には責任を持った発言や行動が必要だと思います。	コンパル	市民	
23	「行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負う」はお金を出して当たり前のように聞こえる。	それぞれに応じた負担により行政は成り立っていますので、ご理解いただきたい。	コンパル		
24	市民主体であることの前提で、「まちづくりに積極的に参画し…」とあるが、個人個人である市民が、組織である行政や議会と対等に何が出来るのか疑問である。	まちづくりへの積極的な参加は、自治会を中心とした市民団体という単位での参加もあると思います。また、それをカバーするのは行政のフォローだけでなく、自治会自らのエネルギーをどのように出していくのかということを考える必要もあると思います。	佐賀関		
25	まちづくりに参画する際には、自らの発言と行動に責任を持つということは、対議会、行政と見たときにハンデがありすぎる。どこかに行政のフォローが書かれているか。	市を構成する市民、議会、行政それぞれの立場で、それぞれの責務を負うということですので、市民だけが個人的な責務を負うということではありません。	佐賀関		
26	市民は弱者であるので、どこかに「心配ない」と言う意味の言葉が入っていると安心するのではないか。	市民が主権ですので、市民生活のためにみんなで動いていくというふうな捉えるといいと思います。行政として支援が出来ることは、各条文にちりばめられています。	佐賀関		
27	議会のみ「議会の基本的役割等」となっており、責務が表に出ていない。	議会には「議会基本条例」が既に出来ています。その中で責務はきちんと規定されています。 タイトルに「責務」を入れるかどうかは検討します。	コンパル 植田	執行機関・ 議会部会	議会にて検討予定
28	「二元代表制」という意味からも、「責務」という言葉を出す必要があると思う。				
29	「二元代表制」の言葉の意味がよく分からない。	執行機関の代表である市長と、議決機関である議会の議員をそれぞれ別に市民が選ぶということが、二元代表制であるご理解いただきたい。	鶴崎		
30	本市の議事機関、住民の代表機関、本市の意思決定機関とあるが、50%くらいの投票率で、本当に市民の総意、あるいは意思決定機関といえるのか。そういう意味では、投票率を上げる条例があっても良いのではないか。	投票率を上げるという問題は、基本条例の内容に馴染むかどうか分かりませんが、今後検討させていただきます。	大南		
31	第9条(市長の基本的役割と責務)関係 「市民自治」という言葉があるが、これは「自治」と同じ言葉か、敢えて使い分けているのか。		植田	執行機関・ 議会部会	「自治」という言葉が多面性を有する中で、「市民自らが治める」こと(第1条に謳う「市民主体による自治」)に特化させる意味合いと、その後に出てくる「市民福祉」との対句表現を意識した意味との2つの目的を持って使った表現です。
32	第10条(職員の責務)関係 この条例ができることで、市の職員がますます忙しくなるのではないか。職員は、現場をもっと知るために地域に出かけていかなければいけないと思うが、それができなくなるのでは。	今までも、職員は様々な法や条例の下で行政運営を行っています。現場の声がよりスムーズに取り入れられるためのシステム作りがこの条例作りであると考えています。	南大分	執行議会	
33	当然のことで、採用時に宣誓していると思うので、必要ないのではないか。	市民、議会、行政の責務を明確にする意味において、職員の責務についても明記するべきということで規定しています。	南部		
34	第17条(情報公開)関係 「情報公開」の仕組みが、「個人情報保護条例」によって機能していない可能性がある。その部分の配慮が必要。		鶴崎	市政運営	

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	各部会の考え方
35	第18条(個人情報の保護)関係	個人情報の保護は、組織活動を行う上で妨げになるので反対である。	過剰な解釈の結果、支障が生じている実態があると認識しています。本市においても過剰反応しすぎないように対応する必要がありますと考えています。	明治明野	市政運営部会	個人情報得られないことによる障害については、できる限りそれを善処したいと考えております。 行政としても問題点は大きいと認識しており、積極的に整理していかねばならないと思っております。
36		個人情報を保護し過ぎることで、近隣との繋がりがなくなることもある。		鶴崎		
37	第20条(危機管理体制の整備等)関係	危機管理体制の範囲は、国、県、大分市どこまでが該当するか。	危機管理については、国・県・市のそれぞれの法や条例でそれぞれの範囲に応じた規定がございます。この条例では、そういった役割分担に応じてしっかりと取り組んでいくことを総体的に謳ったものをご理解いただきたい。	コンパル	市政運営	
38	第21条(行政組織の編成)関係	横断的な調整をぜひともしてもらいたい。	行政への叱咤激励と捉えて取り組んでまいります。	鶴崎	市政運営	
39	第22条(市民参画)関係	市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとあるが、手順を追って説明しながら実現するようにしてもらいたい。		コンパル	市民参加	
40	第23条(協働の推進)関係	この条例により、協働のまちづくりが更に市民に押し付けられるのではないか。		坂ノ市	市民参加	
41	第24条(市民提案)関係	もう少し常日頃から地域の問題を吸い上げる機会を作ってもらいたい。		明治明野	市民参加	
42	第25条(市民意見の聴取)関係	「パブリックコメント」は、日本語にしてもらいたい。	「市民意見公募手続」のことを言いますが、そろそろ「パブリックコメント」という言葉自体が一般に浸透してきた言葉ではないかということで、敢えてこのような記載にしています。ご意見として承ります。	鶴崎南部	市民参加・まちづくり部会	「市民意見公募手続」のことを「パブリックコメント」と言いますが、この言葉自体が他都市でも使われており、また、一般に浸透してきている言葉ではないかと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。
43	第26条(住民投票)関係	市政に関する重要な事項についてとあるが、誰が重要かどうかを判断するのか。		コンパル	市民参加	
44		住民投票が出来ることは良いことだと思う。		鶴崎南部		
45		むやみに何でも住民投票にならないような縛りが必要だと思う。	個別のケースに応じて住民投票を行うことができる規定ですので、その案件ごとに条例を定めて行うことが出来ることとしています。	南部		
46	第27条(審議会、懇話会等)関係	公募により人材を選任するとあるが、市に都合の良い人ばかりでなく、委員の決め方もオープンにしてもらいたい。細則等でかまわないので選出方法に縛りを入れてもらいたい。	「公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない」ことを規定していますし、審議会等の規程のなかで検討してまいります。	コンパル南部	市民参加・まちづくり部会	これからも、審議会、懇話会等の委員を公募する際は、それぞれの審議会、懇話会等の規程に基づき、公平かつ適正な選任に努めてまいりたいと考えております。 また、いただいたご提言を踏まえ、必要に応じてそれぞれの規程を改定したいと考えております。
47	第28条(都市内分権)関係	「都市内分権」の意味が分かりづらいので、分かりやすい説明なり条文にしてもらいたい。	地域の自主的な活動に対して、一括で助成することで、地域の自治を拡大していこうとするもので、具体的にはこれから検討する段階です。	南部	市民参加・まちづくり部会	現在の素案におきまして、「市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど」と規定されておりますとあり、市民が地域において自主的かつ自立的に活動し、それに対して市が適切な支援を行っていく、このことが「都市内分権」の意味ではないかと考えております。 なお、いただいたご提言を踏まえ、逐条解説等において、詳しく説明してまいりたいと考えております。
48	第29条(地域コミュニティ)関係	昔なかった事件が多発する昨今では、コミュニティの育成が重要である。		西部	市民参加	
49	第30条(連携及び協力)関係	市ができないときは県が行うなどの連携を謳うことができるか。	法で定められた範囲の中で、国や県等とも連携して解決に努めることを規定しています。	大在	市政運営	
50	第31条(多様な文化の尊重等)関係	「多様な文化及び価値観を理解し、尊重する」とあるが、とんでもないことを言うて来る人が、「これが私の価値観だ」と主張されたら、本当に受け入れられるのか。		植田	市政運営部会	本条の「受け入れられるよう努めるものとする。」や条例前文に、ご意見の趣旨が組み込まれていると考えています。
51		「家族の絆を取り戻すことや、愛国心、郷土愛の精神に反しない限り価値観を理解し、尊重する。」という項目を付け加えてはどうか。		植田		

項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	各部会の考え方	
52	第32条(この条例の位置付け)関係 この基本条例が他の条例や事業にどのように関わっていくのかという項目を入れてもらいたい。	第32条に「この条例の位置付け」として明記しています。この条例が出来れば、この基本条例の考え方に沿って、各条例等が整理されることになります。	野津原	全体		
53	附則 5年の根拠がよく分からない。	他都市の例から一般的であろうということで規定しています。5年を超えない範囲でということですので、見直しの必要が生じたときは、年数に関係なく見直されるものと考えます。	鶴崎	全体		
54	その他意見 基本条例そのものについては立派なものである。内容については異論ない。		南大分 明治明野	全体		
55	書かれていることは立派であるが、これが実行されれば言うことはない。		グリーン			
56	この条例を、どのように一戸一戸に知らせ、実行することができるか。		南大分			
57	この条例を作ることで、いかに市民の力や地域の力を引き出すかが重要。		西部			
58	今まで取り組んでいることを書いているので、何も変わらないのではないか。	従来、国主導で全国的に行われてきた政策が、今後は地域ごとにその特性を活かして、さらなる発展を目指していく流れとなっています。大分市独自のまちづくりを、しっかり進めていくためにも、市民がもっと参加できる仕組みづくりや、それぞれの役割分担が明確に示される必要があることから、この基本条例を制定しようとするものです。	グリーン			
59	今まで取り組んでいることを文章化して明確にするためのものと捉えて良いか。		グリーン 西部			
60	今まで通りで良いということであれば、不要ではないか。		西部			
61	今までも行政はきちんと対応してくれているので、条例で役割を決めたからといって何も変わらないのではないか。必要性が分からない。		グリーン 南大分 明治明野			
62	この条例が必要である理由は、今のままでは駄目だからなのか、何か目標が必要であるということなのか。		南大分 南部			
63	現状に問題点があって、解決するために条例を作るのが普通である。個別には既に条例があるものを敢えてこの条例に謳うことが分からない。		大南 植田			
64	まちづくりは、校区や地域から始まり広がっていくものと考えているが、それをどの程度支援して拡大していくという視野で作ろうとしているのか。		大南			
65	1年くらいかけて、地域の実態を調査してもらいたい。地域には人手や財政の問題など地区ごとにいろんな課題を抱えている。		意見があったことを検討委員会に報告します。		大在	
66	本当に自治ということであれば、裾野で活動していることを真剣に検討してもらいたい。				大在	
67	大分市を一つとして一体的に考えると、中心部と周辺部は違うので、全てが平均的に栄えていかない。				野津原	
68	校区の中に自治会があって、その一つひとつがそれぞれの自治活動を行ったり、まとめて活動したりしている。そういう広がりがあることをこの条例ではうまく捉えてもらいたい。		植田			
69	今も、法律や条例のもとで、住民からの声を自治委員が市へ持ち上げている。どこが違うのか。		南大分			
70	市民に何を求めているのか、何をしようとしているのか分からない。		南大分			
71	この条例により、市民、議会、行政がどのように変わるのか。具体的に市民はどのようなことに新たに参加しなければいけないのか。	他都市の例では、大きな変化がない中でも、間違いなくまちづくりに対しての市民意識が芽生えてきているとのことである。	野津原			
72	具体性がなく分からない。		グリーン 大在			
73	この条例を使って、市民は具体的にどのように目的を達成するのか。		グリーン			
74	この条例が出来たときの、議会の立場はどうなるのか。	議会に関して、手続等が従来と変わることはありません。	グリーン			
75	集合住宅では、協力度や自治会加入率が低い。	自主活動ですので、行政からは強制できませんが、今後は何らかの支援が出来ないか検討中です。	グリーン 南大分 明治明野			



項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	各部会の考え方
76	自治会加入率が低い中で、この条例ができたらずい少くも参加するような働きかけを施策の上で考えてもらいたい。		植田	全体	
77	「自治基本条例」と「議会基本条例」、「子どもに関する条例」の関係性が分からない。	本条例は、大分市の最高規範として定めようとしています。従って、その他の条例は、全てこの基本条例の下に位置し、その趣旨に沿ったものになるということです。	コンパル		
78	条例の解説を是非作って欲しい。	市民の皆さんによりよく条例を理解していただくために、解説集を作る準備はしております。	コンパル 南大分 野津原		【市民参加・まちづくり部会】 条例制定後には、その内容を詳しく説明した逐条解説を作成するよう考えております。 また、市民向けの広報・周知等につきましても、これまでの市報やホームページをはじめ、新聞や市政広報番組(テレビ)など、これからもあらゆる機会を通じて努めてまいりたいと考えております。
79	資料にある「新たな公共」に「自治会」も入れて欲しかった。一番地域で活動する団体だから。		植田		
80	読む気になるようなものにしてもらいたい。		野津原		
81	基本条例の必要性や内容を簡潔に市報等に掲載して欲しい。	検討委員から事務局に働きかけます。	コンパル		【市民参加・まちづくり部会】 条例制定後には、その内容を詳しく説明した逐条解説を作成するよう考えております。 また、市民向けの広報・周知等につきましても、これまでの市報やホームページをはじめ、新聞や市政広報番組(テレビ)など、これからもあらゆる機会を通じて努めてまいりたいと考えております。
82	自治委員制度をどうにかしないと、このまま行くと崩壊する。		南大分		
83	自治委員と自治会長の仕事の境目がはっきりしない。この条例が出来れば、自治会に入っていない人も市民となる。	これからは、自治会に加入することも自治においては重要なことですので、何らかの支援が出来ないか検討しています。	植田		
84	どのようにしたら市民サービスが100%行き渡るのか、また、市民が安心して参加できるのかということを根本的に考えてもらいたい。		南大分		
85	子供を立派に育てる意味からも、小学生のころから、この基本条例を通じて教えていくことが大事である。	子供が分かるような解説を作って、学校で学習してもらおうような議論もありましたので、また、検討させていただきたい。	南大分		
86	具体的な教育を通して、大分市の未来を良くしようとするのが、この条例のどこかに入る余地があるのではないか。	具体論は別に検討が必要ですが、根本の考え方はこの基本条例に盛り込まれているとご理解いただきたい。	南大分		
87	前文と同じように条文も口語体にしたらどうか。		明治明野		【市民参加・まちづくり部会】 条文としての性格上、一定の体裁は取らざるを得ないのではないかと考えております。 なお、条文の内容を説明する逐条解説や資料等につきましては、いただいたご提言を踏まえ、分かりやすくなるよう努めてまいりたいと考えております。
88	大分市の独自性はどこか。大分市独自のものを作ってもらいたい。	「前文」、「基本理念」の「幸せな暮らしの実現・・・」、「市民の権利、責務」の「子どもに関する事項」辺りで独自性が出ているのではないかと考えます。	坂ノ市 大在 南部		
89	市民は関心がないと思う。何か市政に引き込むような策が必要。	市民が関心を持てるように、子どものころから学校教育の中でのきっかけ作りなどの仕組みを進めていけたらと考えています。	坂ノ市		
90	女性の参加が少ないので、女性の意見をより多く聞く必要がある。	今後の参考としたい。	鶴崎		

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	各部会の考え方
91	意見交換会の開催方法等	素案を、当日配られても理解できない。事前に目を通してもらっておく必要がある。	制度的にはパブリックコメントなどがあり、意見をいただけることになっています。今回はご理解をいただきたい。	グリーン 大南	全体	
92		説明文を読んだだけでは、必要性やどこが重要かという部分が市民に響かない。	各会場でニュアンスが違わないようにするために、説明文を統一したものであり、ご理解いただきたい。	南大分		
93		どうしてこのような条文になったのか、分かりやすく背景を言って欲しい。		植田		
94		現状の取組と制定後の変化した状況を左右で対比して、変わる箇所が具体的に分かるように説明してもらいたい。		大南 植田		
95		問題点とその解消方法を含めて話をしてもらわないと、整理がつかない。		植田		
96		逐条解説的に1条ずつ説明が欲しい。		コンパル		
97		発案者がその想いをきちんと語らないと、伝わってこない。		コンパル		
98		各論をもう少し詳細に説明しなければ分からない。		コンパル		
99		もう一度、やり直すくらいの気持ちが必要。		グリーン		
100		もう少し多くの市民に参加してもらう必要がある。		コンパル 坂ノ市		
101		女性のためにも、会を開く時間帯を考える必要がある。(夕食時以外)	今後の参考としたい。	鶴崎		

	項目	意見	担当部会	各部会の考え方
1	名称	名前を一読すると興味深く誘い込まれるよう、名称を「大分市民の手によるまちづくり自治基本条例」としてはいかがでしょうか？	市政運営部会 市民参加まちづくり部会	今後検討してまいります。 名称につきまして、現在は(仮称)となっておりますが、引き続き条文案の検討を進めてまいりたいと考えております。 なお、名称につきましては、条文が定まった時点で改めて検討してまいりたいと考えております。
2	前文	前文の中に「制定の経緯」を盛り込んだらどうか？ 例)わたしたち大分市民は「ともに築く希望あふれる元気都市」をめざした地域社会を築いていくために地域住民・地域活動団体・ボランティア等の公益的な団体と、今までの行政が行ってきた公共の範囲との協働の中で行政と市民が相互の信頼関係に基づき、新たな公共の範囲の仕組みを築いていく中で、豊かな自然環境～～。	理念部会	前文は、条例本体の導入部とした位置付けで作成しており、制定の経緯といった部分は逐条解説の中で謳う方が良いと思いますので、条文としては現状のままで良いと考えています。
3		「家族の絆 愛国心に基づく郷土愛」という文言を盛り込んでいただきたい。条例の示す大分市の方向性をはっきりさせるため、是非とも必要だと思えます。1人暮らしの人もいますが、大分市としては「絆を深めるんだ」という強い意志をもって取り組んでいただきたいと思えます。		表現に差はありますが、現状でも郷土愛や絆といったものは謳っていることから、条例として反映させるのは難しいので条文としては現状のままとしたいと考えています。 ただし、表現については今後とも検討していきたいと考えています。
4	第2条(定義)関係	自治の意義を明確にしてほしい。生活圏と自治の概念(エリア)を定めるべきでは。	理念部会 市民部会 執行機関・議会部会 市政運営部会 市民参加まちづくり部会	「自治」は広い概念を持つ言葉であり、最高規範である本条例で定義してしまうとそれが一人歩きしてしまい、かえってその意味するところを狭めてしまうため、定義をしないほうが良いと考えています。 自治の捉え方が様々ある中で、一つの概念として定めることは難しいと思われまます。 自治の概念(エリア)は様々なパターンがありうることから、明確な定めは困難と思われまます。 「自治」については、条例の名称が自治基本条例でもあることから、逐条解説の中で明確にしておく必要があると考えます。 「自治」という言葉は、非常に広がりのある言葉ではないかと考えており、定義付けをいたしますと、かえって条文の解釈が難しくなるのではないかと考えております。 したがって、条例の内容を説明する逐条解説や資料等におきまして、その条文において使われている「自治」について、詳しく説明してまいりたいと考えております。 また、「コミュニティ」の定義につきましても、「自治」と同様に、逐条解説等において説明してまいりたいと考えております。
5	第3条(基本理念)関係	第3条中、市民の幸せな暮らしの実現と豊かな心の醸成を目指し、～～。(下線部分を入れて欲しい。)	理念部会	「豊かな心」などの精神的なものは、条文ではなく前文などで謳われるべきと考えます。
6	第5条(市民の権利)関係	第5条市民は公正な行政サービスを受けることができる。市内に通勤、又は通学する者も受けることができるのか？	市民部会	市内に通勤、通学する者もその状況に応じた公正な行政サービスが受けられるものと考えます。
7	第6条(市民の責務)関係	なぜ「事業者の役割と責務」を入れないのか？	市民部会	「事業者の役割と責務」に相当する条文は、第6条(市民の責務)第3項に規定しています。
8	第3章(市民、議会及び市長等の役割等)全般	市民と行政と議会の役割分担をもっと明確にすべきである。	市民部会 執行機関・議会部会	本条例案は大分市の最高規範として位置付ける基本条例ということから、基本的な役割分担を定めたものとなっており、詳細の役割分担については、各種個別条例等により規定されるものと考えます。 基本条例において詳細な規定を置くことには自ずと限界があり、個別の規定や政策の中で具体化すべき事柄もあると思えます。
9	第7条(議会の基本的役割等)関係	今までになかった「議会」の役割と責務が規定されていることがすばらしいと思う。第7条は、「議会の基本的役割と責務」にしたらどうか？第2項に「責務」があるので。	執行機関・議会部会	議会にて検討予定
10	第8条(市長等の基本的役割と責務) 第9条(市長の基本的役割と責務)関係	「市長等」と「市長」を分けるべきなのか？行政としての責務でよいのでは…。	執行機関・議会部会	行政の統括者・代表者である市長と各執行機関(市長等)とは、果たすべき役割や有する権限にも一定の差異があり、条文的にも分けて規定すべき部分があると思えます。
11	第9条(市長の基本的役割と責務)関係	第9条3項「～最少の経費で最大の効果を～」など地方自治法に定められていることをあえて記載する必要があるのか？	執行機関・議会部会	ご指摘のとおりではありますが、本市の心構えを示す意味合いも含めて、敢えて確認的に規定する意図であると思えます。
12	第10条(職員の責務)関係	第10条中、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。(地公法30条があるので不要では？言い方を変えとか。)	執行機関・議会部会	
13	第11条(総合計画)関係	この条例と総合計画「基本構想」との役割をどう分担させるのか？(総合計画は不要になるのでは？)	市政運営	
14	第19条(権利保護及び苦情対応)関係	「苦情」という言葉が嫌いで…、「意見・要望」で十分ではないでしょうか？	市政運営部会	「苦情」という言葉について、今後検討したいと思えます。
15	第6章(まちづくりの推進)全般	第6章について、都市部・山間部等で具体的推進内容が変わってくると思うので、その点を考慮してほしい。	市政運営 市民参加	

	項目	意見	担当部会	各部会の考え方	
16	第29条(地域コミュニティ)関係	地域主権の受け皿となるべき地域コミュニティ、自治会がうまく機能していないのでは？自治委員さんの意見からも明らかです。この条例を実現するために、地域コミュニティの仕組みを根本的に考え直す必要がある。	市民参加		
17		地域の問題をとりまとめてくれる機関が身近に欲しい。			
18	附則	制定したら終わりではなく、時代の変化に合わせ、改訂していくことをお願いしたい。	全体		
19	その他意見	せっかく市民に良いことですので、早く作り上げてください。	全体		
20		かなり時間をかけて素案づくりをされていて、内容もこれから勉強して理解していきたいと思えます。ありがとうございました。			
21		市長、職員が真剣に取り組んでいる姿がよく分かった。ぜひ市民と共に住みよいまちづくりをお願いしたい。			
22		時間をかけて制定してください。			
23		自治基本条例を作成したご苦労に対して感謝しますが、委員に各地域の方も入れたら、より地域にマッチした条例ができるのでは？また、提案・審議し、それをフィードバックする機構もあたら良いのでは？			
24		まちづくり自治基本条例制定後に、市民総参加まではいなくても、より多くの市民を巻き込むアイデアが必要。			
25		アパート、マンションに住んでいる人を市民総参加事業に引き込めるようにお願いします。			
26		自治会の要求はその都度各課に申し入れているが、若い世代との交流が少ないので意見が反映されていない。まちづくり自治基本条例策定時に、若者の活用について検討してください。			
27		自治基本条例の理念は理解できたが、現実施行面での障害が余りにも大きく、具現化への手立てを十分考えてください。			
28		市民全体に伝わり実施できる手法が欲しい。			
29		この条例が、ゆっくりでも市民に理解され、浸透していくよう機会あるごとに説明をし、PRをすべきだと思う。			
30		この条例が生かされるようもっと市民や職員にPRすべきだ。			
31		企画課職員だけでなく、他の職員にも「レポート」を提出させるなど浸透させることから始めてください。			
32		<b>制定の必要性、狙いを手短かに市報で伝えてください。何回かに分けて、市報に条例についてのPRを。</b>			[市民参加・まちづくり部会] 条例制定後には、その内容を詳しく説明した逐条解説を作成するよう考えております。 また、市民向けの広報・周知等につきましても、これまでの市報やホームページをはじめ、新聞や市政広報番組(テレビ)など、これからもあらゆる機会を通じて努めてまいりたいと考えております。
33		<b>策定後は、具体的な活動内容は、随時市報等で報告して欲しい。</b>			
34		<b>子供用の条文(分かりやすいもの)もあるといいです。</b>		全体	
35		意見等は情報の共有化を図り、インターネット等で公開してほしい。			
36		各地、市外の成功事例を数多く紹介して下さるようHP等を活用してもらえると助かります。			
37		この理念に基づき、成功した事例を広報し、市民参加を増やしていくよう望みます。			
38		国と地方の関係は、上下主従で対等とはいえないので、これからはもっと国に対してものを言うべき。			
39	市の憲法とも言える基本条例が今まで制定されなかったことが信じられない。何を基本に市政を進めてきたのか？				
40	総則だけで、踏み込んだ条例になっていないのはなぜ？「努めなければならない」「対応しなければならない」等、努力目標でいいのでしょうか？本当の目的は？				
41	初めての参加だからまだ分からない。文章を読んでから判断したい。				
42	少子高齢化時代及び不況への対策を十分考慮の上、市民への仕事、金銭的に負担のないようお願いします。				
43	「市民参加」の美名のもとに、ボランティアや地域行事等が増え、一般市民の労務提供の場を増やす口実にならないようお願いしたい。				
44	高校生や大学生に市政に興味関心をもってもらえるような条例をつくってほしい。まちづくりのイベントを開催する際は、子どもと出かけやすい環境や時間を考慮し、子どもや女性に優しいまちづくりを行って欲しい。				
45	子どもが聞いても理解困難な用語等あり、一般市民においては何のことが全く理解できない条例かと思う。				
46	従わない人たちがどのように参加させるの？				
47	文章は抽象的で、各個人の考えによってどうとでもとれるような条例をつくる必要があるのか？				
48	文章化することに意義があるのではなく、実施できることに意義があるはず。どのように実行できるか考えてください。				
49	検討委員の下部組織に一般市民が参加すべきである。				

	項目	意見	担当部会	各部会の考え方
50	その他意見	具体的内容が分からない。国からの地方への分権の意味は分かるものの、市長・議会・市職員の職務の一部を、自治の名のもとに市民への責任の分散ではないかと思われる。	全体	
51		市民参加といいながら、実施段階(行事等)では自治会まかせでは？		
52		自治委員になってくれる人がなかなかいない。政治(行政)に無関心である。		
53	意見交換会の開催方法等	主催者が不明。	全体	
54		意見に対して真摯に答えていない。行政の事務的な説明であるうえに、難しい言葉を使っている。		
55		素案を事前に配布の上、本日の意見交換会を開かなくては、資料を初めて見る状況では意見の出しようがない。		
56		市民、自治委員が何をすればよいのか、何ができるのか、何をすれば市民一体となった活動ができるのか、今日の説明からは見えてこない。市民を参加させるための説明が必要。		
57		質問に対して、「主に回答する人」や「答える順番」等を決めて、とりあえず誰かがまず答えるようにしておいたほうがよい。市民委員が遠慮して黙っていると、「委員もよく分かっていないのかな」と誤解を与えてしまう。		
58		実際に自治基本条例を制定した市町村の実例資料があると分かりやすい。		
59		条例とは、から入ると市民に分かりやすい。		
60		ただの委員・市VS市民の批判のし合いにならないよう、代表者がさばく必要がある。		
61		Q&A(想定問答)をこの会議に出してみても？		
62		公式行事「セレモニー」のように感じる。HPに日程等掲載しているが、果たして多くの市民が目にするのか？		
63		例えば、この条例ができてからは、市民課の住民登録のところで説明することにより、「自治会に協力してください」と言うことができるとか、具体的な例を挙げていくとわかりやすいのでは？		
64		「必要性」の説明にあたっては、「今、この条例をつくっておかなければ将来こういう弊害がある」ということを強調する説明をしたほうがわかりやすいのでは？		
65		市民意見交換会というわりには市民が少ない。もっとPRを。		
66		PRも大切。情報交流会を開いてください。		
67		次の機会をつくること。		

(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)についての職員意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方

	意見項目	意見の要旨	担当部会	各部会の考え方
1		「住民」の定義が必要では、 定義をするまでもなく市内に住所を有する者と考えるのか。	理念部会	条例上では、市民を広く捉えようとしており、これに対して「住民」が出てくるのは住民投票の項目である。その指し示す範囲は明白であり、敢えて定義する必要はないと考えます。
			市民部会	法においても同趣旨の規定が多く存在することから、敢えて定義する必要はないものと考えていますが、該当する条項の逐条解説等で説明できるように検討します。
2	第2条(定義)	「職員」の定義が必要では、 定義をするまでもなく大分市職員と考えるのか。	理念部会	大分市の条例である以上、外郭団体に属する職員などの例外を除けば、この単語が指し示すのは市の職員以外考えづらいと思われます。
			執行機関・ 議会部会	一般的には、「大分市の職員」を指すと解釈されるものと思われるので、敢えて定義を置く必要性は低いと考えます。
3		「最高規範」の定義が必要では、 地方自治の根拠は地方自治法にあり、これを超えることは法的に無効では。	理念部会	大分市の条例の最高規範と大分市が定めるものであり、定義付けまではいらないと考えています。また、本条例は、自治法の範囲にある自治体が定めるものであり、「自治法を超える」といったことは無いと考えております。
4	第7条(議会の基本的役割等)	本市の意思決定機関であることをことさら明文化する必要があるか。	執行機関・ 議会部会	既に制定済みの「議会基本条例」の前文において謳われている表現でもあり、議会が有する重要な役割の一つでもあることから、規定すべき事項と考えられます。
5	第10条(職員の責務)	第1項の「職員は、全体の奉仕者として、」と記載されているが、市民が負う応分の負担以外の部分で、市民の個人的な権利主張までが市職員の責務であると誤解されないような文言に修正願いたい。	執行機関・ 議会部会	これは憲法や地方公務員法にもある表現ですが、その趣旨としては、「その奉仕の内容が住民全体の利益を増進することにあること」、「一部の奉仕者となることを否定すること」、「公務員が政治的に中立であること」等の意味合いであり、個々人の全ての権利主張を受け入れるべきことを定めるものではありません。ある意味で確認規定的な部分ではありますが、職員の責務としては重要な事柄であると思われます。

## (仮称)大分市まちづくり自治基本条例 人権・同和教育課 意見

原案	提示案
<p>&lt;第2章 基本理念および基本原則&gt; (基本理念) 第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本とする。</p>	<p>&lt;第2章 基本理念および基本原則&gt; (基本理念) 第3条 本市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権による心豊かなまちづくりを行うことを自治の基本とする。</p>
<p>(基本原則) 第4条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。 (1)市民総参加の原則 すべての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。 (2)情報共有の原則 まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。 (3)協働の原則 市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。</p>	<p>(基本原則) 第4条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。 (1)市民参加の原則 性別、年齢等を問わず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに活かされること。 (2)情報共有の原則 まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。 (3)協働の原則 市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。</p>

## 条例の目指す方向

### 住民自治（地域民主主義・自治体デモクラシー）の深化

- \* 住民参加条例（主権在市民、住民は行政の客体以前に自治の主体である）
- \* パブリック・コメント手続条例（意見の反映を保障）
- \* 住民投票条例（常設型が基本であるが乱用はさせない）
- \* オンブズ条例（組織や事業の仕組み・市民の立場に立った指導監査）
- \* 是正請求手続条例（双方向のまちづくり）
- \* 情報公開条例（情報公開のあり方：必要なときに必要な情報を！）
- \* 個人情報保護条例（市民の立場になった条例になっているか？）

### 個性あるまちづくり創造

- \* 地域内分権の実行（地域まちづくり条例）
  - \* 産業の活性化と労働人口の定着（産業振興条例）
  - \* 文化・スポーツを生かしたまちづくり（文化振興条例）
  - \* こども条例（家庭と地域で育む力を養う）
- （環境美化・ポイ捨て条例 etc・・・）

### 分権改革の更なる展開（画一的な地方自治制度の呪縛からの脱却、必置規制の緩和）

- \* 財政健全化条例（一括交付金の使い方、起債のあり方と制限、財政健全化対策）
- \* 行政手続条例（公正の確保と透明性の向上）
- \* 公契約条例（品質・労働の安定化）
- \* 政策評価条例
- \* 公益通報条例

### 議会改革と活性化

- \* 議会基本条例（二元代表制の定着化）
- \* 議会活動条例（議会としての主体的活動や運営のあり方）

## <まとめ>

このまちに暮す人々みずからが制定した自主憲法にするために、一人でも多くの市民がその制定過程に積極的に参加し、市民と行政がこれまでに営々と積み上げてきた自治の実績を着実に踏まえつつ、大分市の自治を誇らしく謳いあげるような条例を目指す。



## 前文について

大分市の歴史、文化、産業、自然等について前文で触れ、それらを守り継承していく旨の規定をするべきではないと考える。なぜならば、本条例は、住民自治の確立のために市民から信託を受けた市政運営や議会運営等について必要な原則、制度について定めるものであるため、それらの規定や言い回しはしないほうがよい。

## 都市内分権について

現在社会のなかで、地域が作り出している環境を見てみると、市民の地域への帰属意識の希薄化が進み、地域での活動が困難になることが予想される。また、住民ニーズの多様化から、地方自治体はその全てに的確にこたえることが難しくなっており、公共サービスの全てを行政が担うという従来からの認識の転換が求められている。このため、地域においても行政においても、従来からの仕組みを転換すべき時期を迎えつつあると言える。

その一方で、地域における防犯への取り組みや清掃活動など、既存の住民自治組織の枠組みを超えて地域課題に取り組む動きも出てきており、個々の意欲と能力を生かした NPO やボランティア団体の活動も徐々に成長してきている。これらの活動が活発になることによって、それぞれの地域での住民ニーズにマッチした公共サービスが、迅速かつ適切に提供されることが期待できる。

また、地域における公共サービスは、市民または行政のどちらかが一方的に担うものではなく、市民と行政において適切に役割を分担するべきであり、市民の公益的活動に対して、行政は積極的に支援すべきであると考えます。

地域の課題を迅速かつ効果的に解決していくためには、既存の枠組みを超えた新たな住民自治組織を設置し、その活動を行政が積極的に支援していくシステムを構築することが必要である。

市民は、単に行政サービスの受益者という立場だけでなく、住民自治の基本理念のもと、自らの果たすべき役割を再認識し、自治の担い手として行政や地域のまちづくりに積極的に参画していく時期にきている。